

教育総務部 教育職員課・学校施設課  
学校教育部 学事課・教育指導課  
保健体育課・養護教育センター

## 令和7年請願第3号「千葉市の教育に関する請願」について

請願項目1 第一子からの小中学校の給食費の完全無償化を進めてください。

### 1 本市の給食費無償化の現状について

#### (1) 第3子以降の学校給食費無償化制度

多子世帯の家計を支援するために、次のア～エをすべて満たす保護者を対象とする学校給食費無償化制度を、令和4年1月から導入しています。

ア 3人以上の子供を扶養している（年齢制限なし）。

イ アの子のうち、上から第3番目以降の子が義務教育期間の千葉市立学校で給食の提供を受けている。

ウ 生活保護・就学援助制度で学校給食費の支援を受けていない。

エ 学校給食費の滞納がない。

※ 保護者の所得制限はなし。

※ 無償化となるのは扶養している子のうち、年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費のみ

#### (2) 就学援助による学校給食費無償化

保護者及び同一住所にお住まいの方全員の所得の合計が、基準となる総所得以下の場合など、経済的な理由でお困りの方のために、学校生活を支援する就学援助を行っており、対象となる場合は、学校給食費を市が負担しています。

#### (3) 生活保護の教育扶助による給食費無償化

生活保護の教育扶助により、学校給食費の実費が支給されます。

#### (4) (1)～(3) の令和6年度実績

(単位：人、千円、%)

制度	対象人数	無償化額	対象者割合
第3子以降無償化	5,562	287,978	8.3
就学援助	4,936	245,126	7.4
生活保護	908	41,228	1.4
合計	11,406	574,332	17.1

※ 対象者割合は、児童生徒総数（66,620人・R6.5.1時点）に占める割合

## 2 本市の給食費の物価高騰対応について

物価高騰が継続する中で、栄養バランスや量を保った学校給食を引き続き安定的に実施するとともに、保護者の皆様にその負担を転嫁させないことをとするため、学校給食の食材費の物価高騰分を市が負担しています。

(単位：%)

期間	市負担率
令和5年度	13.4
令和6年度	16.0
令和7年度 4～9月	19.5
10～3月	23.4

## 3 市立小中学校の給食費を無償化した場合の追加経費見込

(単位：人、千円)

追加対象人数	追加経費
約 53,000	約 3,782,000

※ 中等教育学校前期課程・特別支援学校中学部を含む

※ 追加経費は、令和7年度の物価高騰対応分を考慮した金額

## 4 国・千葉県の動向等

### (1) 国

学校給食費の無償化については、令和7年2月25日、自民・公明・日本維新の会による三党合意において、令和8年度にまずは小学校を念頭に地方の実情を踏まえ給食費無償化を実現すると示されました。

その後、6月13日「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、これまで積み重ねてきた議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算編成過程において成案を得て実現するとの方針が示され、10月24日に行われた第219回国会における高市内閣総理大臣の所信表明演説において、「制度設計の議論を進め、安定財源の確保とあわせて来年4月から実施する」と示されたところです。

### (2) 千葉県

千葉県では、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する第3子以降の学校給食費無償化を支援する千葉県公立学校給食費無償化支援事業が令和5年1月から導入されました。

対象となる第3子以降の基準は本市と同様であり、補助率は千葉市は4分の1（他市町村は2分の1）となっています。

## 請願項目2 修学旅行費用・教材費など教育費の補助をすすめ、教育の無償化を進めてください。

### 1 修学旅行及び教材について

教育基本法の規定により授業料は無償とされているところ、教材等の費用については原則として保護者が負担するものと認識していますが、本市として可能な範囲で保護者負担の軽減を図っています。

修学旅行については、旅行業者をプロポーザルにより選定するなど、各学校、旅行業者と共に情報交換を行い保護者負担等費用軽減に努めています。

また、副読本等の選定に際しては、保護者の経済的負担の軽減について十分考慮するよう、毎年各市立学校に通知しており、各学校では、選定委員会を設置し、教育効果の向上に有効な必要最小限の選定を行っています。

### 2 本市の就学援助の現状について

本市では、市立小中学校等に就学する児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、経済的にお困りの方に就学費用を支給しています。

#### (1) 援助の対象者

- ア 生活保護を受給している
- イ 市民税が非課税である
- ウ 児童扶養手当を受給している
- エ その他、経済的に困難または特別な事情がある（※） 等

※同居者全員の合計所得が基準額以下の場合に対象

#### (2) 対象費目及び支給額（年額）

学年	学用品費 (教材費等)	入学 準備金	通学 用品費	通 学 費	修学 旅行費	校外 活動費	医 療 費	学校 給食費
小学 6年生	11,630 円	67,000 円	2,270 円	実 費	実費	実費(宿泊有) 1,600 円(宿泊無)	実 費	教育委員 会が実費 負担
中学 3年生	22,730 円	—	2,270 円	実 費	実費	実費(宿泊有) 2,310 円(宿泊無)	実 費	教育委員 会が実費 負担

#### (3) 認定数・認定率・支給総額の推移

区分		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度 (R7. 10 末現在)
小学校	認定数	4,099	3,751	3,565	3,391	3,159
	認定率	(8.80%)	(8.11%)	(7.84%)	(7.57%)	(7.20%)
	支給総額(千円)	248,496	235,931	225,202	216,090	—
中学校	認定数	2,496	2,337	2,219	2,111	2,003
	認定率	(10.65%)	(10.12%)	(9.72%)	(9.39%)	(8.87%)
	支給総額(千円)	235,753	249,179	237,266	230,941	—
合計	認定数	6,595	6,088	5,784	5,502	5,162
	認定率	(9.42%)	(8.78%)	(8.47%)	(8.18%)	(7.80%)
	支給総額(千円)	484,249	485,110	462,468	447,031	—

**請願項目3 子どもたち一人一人の健やかな成長のために、教職員を増やしてください。**

- ①新規採用職員を増やしてください。
- ②悩みを抱える子どもたちにていねいに対応するため、養護教諭の複数配置を進めてください。
- ③学校の実情に合わせた少人数担当教諭、専科教諭、特別支援員、スクールサポートスタッフの増員をしてください。

## 1 新規採用職員の採用者数について

本市の教職員数は、退職者数や児童生徒数の推移を踏まえた上で、過員にならないよう必要教員数を新規に採用しています。なお、定年引上げの移行期間であることを踏まえ、定年退職者が生じる2年毎を基本に、新規採用者数の平準化を行うこととしています。

### 【年度毎採用人数】

採用年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度（見込）
小学校	44 人	67 人	89 人	86 人	75 人
中学校	41 人	34 人	67 人	83 人	65 人
特別支援学校	10 人	11 人	10 人	10 人	8 人
合計	95 人	112 人	166 人	179 人	148 人

## 2 養護教諭の複数配置について

基礎定数として児童 851 人以上の小学校、生徒 801 人以上の中学校に複数配置するよう定められているほか、4 校に加配定数を活用して複数配置しています。

### 【複数配置校】

基礎定数による配置（7校）	小中台小、北貝塚小、菅田東小、打瀬小、小中台中、花園中、蘇我中
加配定数による配置（4校）	新宿小（分教室）、宮崎小、花園小、さつきが丘東小

## 3 少人数担当教諭、専科教諭、特別支援員、スクール・サポート・スタッフについて

### （1）少人数担当教諭、特別支援員

少人数担当の講師や特別支援に係る非常勤職員（会計年度任用職員）を、学校の実情に応じ配置しています。

### （2）専科教諭（専科指導教員及び専科指導のための非常勤講師）

小学校において専門性の高い指導を実施するとともに、学級担任が児童と向き合う時間を確保するため、専科指導教員や専科指導のための非常勤講師を配置しています。

### （3）スクール・サポート・スタッフ

教職員の負担軽減を図るとともに、児童生徒への指導や教科研究などに注力できるよう、学習プリントや実技教科の教材の準備、データ入力などの業務を行うスタッフを全校に配置しています。

#### **請願項目4 特別支援学級の1学級の上限を6人までにしてください。**

##### **1 特別支援学級の1学級の上限について**

1学級の上限を8人としている中でも、学校の実情に応じて加配教員を配置しているほか、肢体不自由等の常時介助が必要な児童生徒に介助員、医療的ケアを必要とする児童生徒にスクールメディカルサポートー、担任支援として助言・相談を行うエリアコーディネーター等を派遣し、工夫・改善を図り、きめ細やかな支援に努めています。

#### **請願項目5 講師の応募者を増やすために、千葉市や千葉県や全国の政令市と同じように講師の給与を1級から教諭と同じ2級にしてください。産休育休、病気休職の代替教職員の速やかな配置にもつながります。**

##### **1 講師の給与について**

###### **(1) 給与面の待遇格差**

講師の一部において県などと比較して給与面に待遇格差が生じていることについては、引き続き、その影響を注視しつつ、待遇格差改善の必要性について研究していくべきものと認識しています。

###### **(2) 講師の確保**

これまでに講師の採用年齢の上限拡大を行ったほか、本市の学校で働く姿やライフスタイル等を紹介するパンフレットやリーフレットの配布やPR動画の公共施設等への配信によるPR活動、講師として働くことに興味がある方に対して説明及び面接を行う「講師登録説明会」や教員免許を所持しながら現在、子育てや介護等の理由により教職を離れていた方を対象とした「ペーパーティーチャー相談会」を開催するなど、人材の確保に努めています。

###### **(3) 産前産後休暇等の代替教員の配置**

児童生徒への教育活動に影響が及ばないよう、年度当初に産前産後休暇等の取得を予定する教員に対して、4月からの前倒しによる代替教員の配置を行うとともに、年度途中に生じた不足については、病気休暇等を短期間取得した際などに緊急で対応するための正規休暇等補助教員のほか、教務主任等が担任を代行して対応しています。

**請願項目6 すべての子どもたちが快適に学校生活を送れるように、体育館への速やかな  
エアコンの設置を進めてください。**

**1 体育館への冷暖房設備の設置について**

**(1) 冷暖房設備整備の考え方**

近年の猛暑や災害の発生状況を踏まえ、児童生徒の熱中症対策や避難所・地域の活動拠点としての環境整備の観点から、できるだけ早期に学校体育館へ冷暖房設備を整備する必要があると考えております。

当初計画から1年前倒しし、令和11年度までに全校へ冷暖房設備を整備することとしており、さらなる前倒しについても検討を進めています。

**(2) 事業スケジュール（設置工事）**

令和7年度	中学校・中等教育学校・高等学校	30校
令和8年度	中学校・高等学校・特別支援学校	29校
令和9年度	小学校	54校
令和10～11年度	小学校	54校

※部活動での使用頻度が高い、中学校と高校への設置を優先しています。小学校については、区ごとのバランスや学級数等を勘案しながら整備を進めます。

**(3) その他**

令和15年度までを対象期間とする国の「空調設備整備臨時特例交付金」（補助率2分の1）や市債などの財源も活用しつつ、学校体育館への冷暖房設備の早期整備に取り組みます。

また、断熱性能が確保されていない体育館については、冷暖房設備の整備に合わせて冷暖房効率を高めるための断熱工事を実施します。